

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27 年 (ワ) 第 34 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 8 5 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社



準 備 書 面 (1 2 8)

2 0 1 7 (平成 2 9)年 4 月 1 3 日付「訴えの変更申立書」と題する書面について

平成 2 9 年 4 月 1 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



同

川 見 唯 史



同

前 田 琢 治



被告は、原告作成に係る2017(平成29)年4月13日付け「訴えの変更申立書」と題する書面(以下「本件書面」という。)に対し、次のとおり答弁する。

第1 本件書面第1について

変更された請求の趣旨について

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は、原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本件書面第2について

争う。

以上